

不動産競売事件の申立てについて

千葉地方裁判所民事第4部不動産執行係

☆ 申立書を窓口を持参される場合は、できるだけ午前中に提出してください。

第1 管轄（不動産の所在地を管轄する地方裁判所）

- ・ 千葉県内の不動産に対する競売事件は、松戸支部の管轄事件（松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市）を除き、すべて本庁に申し立ててください。
- ・ 物件の所在地が、本来の管轄（下図参照）を異にする場合（例：千葉市と佐倉市）は、事件の進行を円滑にするため、各別に申立てをしてください。

本庁	千葉市、習志野市、市原市、八千代市、市川市、船橋市、浦安市
佐倉支部	佐倉市、成田市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡
一宮支部	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡
木更津支部	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
館山支部	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
佐原支部	香取市、香取郡神崎町、香取郡東庄町、旭市のうち旧香取郡干潟町
八日市場支部	匝瑳市、銚子市、東金市、山武市、大網白里市、山武郡、香取郡多古町、旭市のうち旧香取郡干潟町以外

第2 申立手数料（収入印紙） * 申立書1ページ目に、消印しないで貼付してください。

- 1 担保不動産競売の場合・・・担保権1個につき4000円
- 2 強制競売の場合・・・・・・請求債権1個につき4000円
(例) 被告2名の判決について、両名に対して一通の申立書で強制競売の申立てをする場合は、4000円×2＝8000円

第3 登録免許税

- ・ 国庫金納付書により納付（3万円以下なら収入印紙でも可）した旨の領収証書
- ・ 確定請求債権額（元本＋利息＋確定損害金。根抵当権の実行の場合には、確定請求債権額と極度額を比較して、いずれか少額のもの）の1000円未満を切り捨てたものに1000分の4を乗じて得た額の100円未満を切り捨てる。
※ 請求債権のない申立て（形式競売等）は、物件の評価額から算出する。

第4 予納金額

請 求 債 権 額		予 納 金 額
	2000万円まで	60 万円
2000万円超	5000万円まで	80 万円
5000万円超	1億円まで	120 万円
1億円超		160 万円
注1 物件が5筆を超える場合には、5筆単位で10万円ずつ加算する。（例）6～10筆：10万円の加算、11～15筆：20万円の加算。ただし、加算後の額は、200万円を上限とする。		
注2 二重開始事件（申立物件全てについて、民事執行法による先行の競売事件が係属している場合）については、上記にかかわらず、一律50万円とする。		
注3 特別代理人選任の申立て時は、以上とは別に報酬（原則として5万円又は10万円）の予納が必要。		

第5 予納郵便切手

不要。ただし、保管金提出書送付用として84円切手を貼った返信用封筒（「不足料金受取人払」の表示をお願いします。）を添付してください（代位登記事案にあっては、宛先を記載したレターパックを添付してください）。

第6 提出書類等 ※個人番号（マイナンバー）が記載された書類は提出しないでください。

1	競売申立書	
2	添付書類	
(1)	不動産登記事項証明書（全部事項証明書又は現在事項証明書） （発行後1か月以内のもの）	…原本1部・写し2部
※	共同担保目録の記載がある登記事項証明書を提出してください。	
※	物件が土地、建物的一方だけの場合にも、他方の登記事項証明書も必要。	
※	物件が敷地権付区分所有建物の場合には、敷地たる土地の登記事項証明書も必要。	
※	相続代位登記が必要な物件については、申立時には、原本1部の提出で足りる。 （代位登記後に、原本1部及び写し2部を提出してください。）	
(2)	公課証明書	…原本1部・写し2部
※	申立年度のもの。年初で発行されていない時は前年度のもの。固定資産評価額証明書では不可。非課税不動産については、その旨の証明書が必要。	
※	マンションなどの区分所有建物の場合には、共有持分のある集会所等や規約共用部分も申請してください。	
※	請求債権のない申立て（形式競売等）は、評価額証明書も必要。	
(3)	商業登記事項証明書（当事者が法人である場合）	…原本1部
※	債権者 発行後3か月以内のもの（資格証明書も可）	…原本1部
	債務者・所有者 発行後1か月以内のもの	…原本1部・写し1部
※	不動産登記記録上と表示が異なる場合には、そのつながりを示す資料（閉鎖事項証明書等）も提出してください。	
(4)	住民票（債務者・所有者が個人の場合）	…1部
※	1か月以内のもの。個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。	
※	不動産登記記録上と表示が異なる場合には、そのつながりを示す資料（住民票の除票、戸籍の附票等）も提出してください。	
(5)	代理人が申し立てる場合は委任状・代理人許可申請書（収入印紙500円を貼付）及び社員証明書（使用印鑑の届出を含む。）	…各1部
(6)	債務名義（執行文付）正本及び同正本送達証明書（強制競売を申し立てる場合）	
※	仮差押えから本執行への移行の申立てである場合は、その旨の上申書（原本1部・写し2部）及び当該仮差押決定正本写し（1部）	
3	目録の写し *物件目録写しの提出は不要です。	
(1)	当事者目録	…2部
(2)	（担保権・被担保債権・）請求債権目録	…1部
4	その他	
(1)	公図写し、建物図面写し、地積測量図写し …各2部（法務局から交付された写し（緑色のもの）及びそのコピーの合計2部）	
※	いずれも発行後3か月以内のもの。蛍光ペン等の書き込み、拡大・縮小コピーは不可。公図及び地積測量図は、物件が建物のみの場合も必要。	
※	法務局に備え付けのない場合は、その旨の上申書（原本1部・写し2部）を提出する。	
(2)	物件案内図	…2部
(3)	更地上申書（競売物件の土地上に建物がない場合）	…原本1部・写し2部
(4)	特別売却に関する意見書（競売申立書の本文に書き込むことも可。）	…1部
(5)	続行決定の申立書（滞納処分庁の差押が先行している場合）	…1部
★	従前、物件が農地等の場合、不動産登記事項証明書や公図の写し等について、各1部ずつ追加して提出していただいていたましたが、今後は上記部数のみの提出で結構です。	

問い合わせ先

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目11番27号
千葉地方裁判所民事第4部（不動産執行受付係）
電話 043-333-5261（内線3270～3273）